

君津中央病院企業団議会

平成26年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成26年12月17日をもって平成26年12月25日午後2時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 白坂英義、3番 服部善郎、4番 磯貝 清、5番 池田文男
6番 武次治幸、7番 小林新一、8番 福原敏夫、9番 高橋恭市、10番 榎本雅司
11番 前田美智江、12番 山口幹雄

欠席議員

な し

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 笈川政登己、監査委員 中村芳雄、病院長 鈴木紀彰
事務局長 荒川裕司、事務局次長 岩名生麿、事務局参事兼分院事務長 内山輝雄
総務課長 小島進一、財務課長 丸 博幸、管財課長 三富敏史、医事課長 池田倫明
経営企画課長 石黒穂純、副院長 柴 光年、副院長 土屋俊一、副院長 岡 陽一
学校長 須田純夫、分院長 田中治実、医務局長 氷見寿治、地域医療センター長 八木下敏志行
看護局長 齊藤みち子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（提案理由説明、補足説明、質疑、採決）
- ・議案第1号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について（提案理由説明、補足説明、質疑、採決）

（午後2時30分開会）

<議長>

本日もご苦労さまでございます。

初めに出席定数を確認いたします。ただいまの出席議員数は12人でございます。

定足数に達しておりますので、平成26年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆さんには年末のご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろは企業団の運営に対しまして、ご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

今回新たに企業団議会議員にご就任されました袖ヶ浦市選出の榎本雅司議員、前田美智江議員におかれましては、企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、社会保障と税の一体改革や第6次医療法の改正によりまして、医療提供体制が大きく変わろうとしている中、病院経営を取り巻く環境は、診療報酬のマイナス改正に加え消費税率の引き上げなどにより、厳しさが増しております。

このような状況の中、当院においても本年度上半期は、患者数の減少などによりまして、近年にない厳しい収支状況であったことから、早急に経営改善に向けて全職員一丸となって努力してまいりました。ようやく11月の収支が黒字に転じたところでございます。しかしながら、上半期の経営状況が大きく影響しているために、11月までの8か月間の収支は、会計制度見直しの影響を除いても、企業団全体で約7,000万円の損失となっております。本年度も残すところ3か月余りとなりましたが、引き続き、医療の質と安全の向上を図りながら、上半期の損失が解消できるように、経営改善に努めてまいります。

さて、本定例会では、条例の一部改正案、病院事業会計補正予算案の2議案を提出させていただいておりますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、人事について報告をいたします。

袖ヶ浦市議会選出の佐藤麗子議員と佐久間清議員が11月17日付で企業団議員を辞職され、後任には榎本雅司議員と前田美智江議員が選任されました。

自席にて就任のご挨拶をお願いします。

<10番 榎本雅司議員>

皆さん、こんにちは。

私、このほど君津中央病院企業団の議員ということで袖ヶ浦のほうから選出いただきまして、これから皆さんとともに、中央病院の発展のために尽力したいと思いますので、今後ともご指導のほど、よろしく願いいたします。ご挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

<11番 前田美智江議員>

皆さん、こんにちは。袖ヶ浦市の前田美智江でございます。

榎本議員と同じように、初めてということでもありますけれども、しっかりとまた勉強させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

<議長>

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定します。

榎本雅司議員を10番、前田美智江議員を11番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から石井勝議員と池田文男議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日上程の議案は2件でございます。

朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて、地域手当及び期末手当の支給割合を引き上げるための条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)については、本院事業収支及び資本的収支予算額の補正、また新たに継続費及び債務負担行為の設定を行おうとするものです。

まず、本院事業収支予算額の補正ですが、職員の退職手当給付に関する事務を共同処理するため当企業団が加入しています千葉県市町村総合事務組合からの還付金を特別利益で受け入れるために、増額補正するものでございます。

次に、資本的収支予算額の補正及び継続費の設定ですが、ドクターヘリ格納庫整備工事での賠償金の受け入れに伴う資本的収入の増額補正と、汚水管接続換工事のルート変更に伴い、資本的支出を減額補

正するとともに、本年度と平成27年度の継続事業として、継続費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の設定ですが、さきの9月議会において中止しました病院事業施設整備基本計画等の策定業務について、その後の状況の変化から業務を再開することとし、業務委託期間が平成27年度にまたがることから、債務負担行為を設定するものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局に補足説明を求めます。

荒川事務局長。

<事務局長>

事務局長の荒川でございます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第1号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをごらんください。

今回の条例改正は、地域手当及び期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

1、改正の内容でございますが、(1)は、条例第4条第1項に、企業長が医師でない場合の支給割合を規定してありますが、現行「100分の2」ですが、「100分の3」に改めようとするものでございます。

(2)は、条例第4条第2項に、企業長が医師の場合の支給割合を規定しておりまして、現行は「100分の14」ですが、「100分の16」に改めようとするものでございます。一般職の医師は現行「100分の15」でございますが、企業長が医師の場合は「100分の14」に据え置いておりましたので、今回の改正で一般職の医師と同じ支給割合にしようとするものでございます。

(3)は、条例第7条第2項に期末手当の支給割合を規定しておりますが、平成26年12月支給分の支給割合を現行の「100分の205」から、0.15月分引き上げまして、「100分の220」に改めようとするものでございます。

(4)も、ただいまご説明いたしました期末手当でございますが、0.15月分引き上げた分を、平成27年度から6月支給分と12月支給分を均等にするために、6月支給分を「100分の190」から「100分の197.5」に、12月支給分を「100分の220」から「100分の212.5」に改めようとするものでございます。

2、改正の理由ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて、地域手当及び期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

3、施行日でございますが、(3)で説明しました期末手当の改正は、公布の日から施行し、平成26年12月支給分から適用するものでございます。その他の改正につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

いつも、何分の何ぼが上がった、何分の何が上がったと言うんですけど、本当に失礼なことを聞くようですけど、企業長が医師でない場合には大体幾らなのか、医師の場合には幾らなのか、金額をちょっと教えていただきたい。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

給料の月額ということでよろしいでしょうか。

<1番 石井 勝議員>

はい、そうです。

<総務課長>

申しわけございません。ちょっと今、手元に資料がないもので、至急取り寄せて回答するようにいたします。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

月額89万円でございます。申しわけございませんでした。

<1番 石井 勝議員>

医師でない場合は。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

給料の月額については一緒でございます。

<議長>

よろしいですか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

じゃ、その医師手当というのは、どのくらいですかね。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

申しわけありません。差がついているのは地域手当の部分でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

いいですよ、個人情報なら個人情報で結構だから。要するに、企業長はお医者であろうと、お医者でない人がなろうと、89……、87万円ですか、それが規定になると、そう承知していいんですね。

そうすると、前の、前のときにですよ、三浦市長さんがなっていたときの企業長のお金も、やっぱり

八十何万円だったんですね。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

地方公営企業法の全部適用する前は、石井先生おっしゃったように、当時の君津市長が管理者を務めておりましたが、その際の報酬は、兼務といたしますか、君津市長が企業団の管理者を務めておりましたので、報酬はもっと低い、ちょっと金額、今お答えできませんが、かなり低い額でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

要するに、兼務した場合には、僕らと同じように、非常に低い額だったと、そういうことでよろしいですね。

<総務課長>

はい。

<1番 石井 勝議員>

わかりました。

<議長>

ほか、いかがですか。

(「なし」の声あり)

それでは、ないという声もございますので、討論を省略しまして、採決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

議案第1号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

荒川事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第2号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明いたします。

提出議案説明資料の3ページをごらんください。

補正予算の概要でございますが、枠囲いの中をごらんください。

本院事業予算につきまして、特別利益6億6,216万円を増額補正しようとするものでございます。

続いて、資本的収支につきましては、収入1,679万円を増額補正し、支出6,769万円を減額補正しようとするものです。

次に、今回の補正予算は、退職手当組合による還付金の発生により、特別利益の増を計上しております。資本的収支につきましては、ドクターヘリ格納庫整備工事に係る賠償金受け入れによる収入増、汚水管接続換工事の減額による支出減を計上しております。汚水管接続換工事は、工法の見直しから工事総額が増となり、また工期も次年度にわたることから、継続費の設定を行い、今年度の年割額に合わせ当初予算を減額するものです。また、再度の計画見直しにより実施する君津中央病院施設整備基本計画策定業務、君津中央病院大佐和分院施設整備基本構想・基本計画策定業務につきましては、履行期間が次年度にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、1、特別利益の補正の内訳ですが、その他特別利益で6億6,216万6,000円を増額し、補正後の予算額を7億4,056万1,000円にしようとするものです。増額の内容は、当企業が加入しております退職手当組合、これは退職給付の支給に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合でございますが、その退職手当組合である千葉県市町村総合事務組合におきまして、平成26年度から5か年間にわたり、基準額、この基準額は預ける上限額になりますが、この基準額を超えた分につきまして還付することが決定したことによるものです。このことにつきましては、後ほど担当課長から補足説明を申し上げます。

続いて、2、年間収支の補正の内訳ですが、1の特別利益で説明いたしました収益の増額により、本院事業における当初4億7,097万9,000円の損失が、補正後は1億9,118万7,000円の利益となります。

続いて、3、資本的収入の補正内訳ですが、まず、その他資本的収入で1,679万4,000円を増額し、補正後の予算額を1,679万4,000円にしようとするものです。

増額の内容は、ドクターヘリ格納庫整備工事において、実施設計受託業者の建築確認申請時の構造計算に重大な誤りがあったことから、工事費増額分相当額を実施設計受託業者から損害賠償されたものでございます。これは9月から10月にかけて開催しました経営改革委員会、病院運営協議会、議員全員協議会においてご報告したのですが、予算の補正を行っておりませんでしたので、今回補正を行うものでございます。今回は補正がおくれてしまいましたが、今後は適正な時期に処理することに努めてまいります。

なお、ドクターヘリ格納庫整備工事は、おかげをもちまして11月28日に竣工いたしまして、同日より供用開始をいたしております。

次に、4、資本的支出の補正の内訳ですが、まず、建設工事費で6,769万5,000円減額し、補正後の予算額を1億9,204万6,000円にしようとするものです。

減額の内容は、汚水管接続換工事に係るもので、工事の工法見直しにより、工事費が当初8,787万6,000円が、1億5,640万5,000円の増となり、総額が2億4,428万1,000円となります。また、工期につきましては、単年度での完了を予定しておりましたが、工法の見直しにより、工期が次年度にわたることとなりましたので、継続費の設定を行い、今年度の年割額に合わせまして、当初予算を減額するものでございます。

次に、4ページの5、継続費ですが、今説明いたしました汚水管接続換工事に係るもので、平成26年度から27年度までの2か年継続事業とし、総額を2億4,428万1,000円、年割額を26年度2,018万1,000円、27年度2億2,410万円として追加設定しようとするものでございます。こちらにつきましても、後ほど担当課長から補正説明を申し上げます。

次に、6、債務負担行為ですが、2件の追加を行うものです。この2件とも履行期間が次年度にわたり、また、平成26年度においては支払いが生じないことから、債務負担行為を設定するものでござい

ます。

なお、この2件は、9月から10月にかけて開催しました議員全員協議会におきまして中止の報告をいたしました、君津中央病院企業団病院事業施設整備基本計画等策定業務委託に係るものになります。この計画中止後に、中止の要因でありました2次保健医療圏の病床配分の影響が少ないであろうとの見通しが立ちまして、また、患者数が増加傾向にあるということから、再度計画を見直し、再開するものでございます。こちらにつきましても、後ほど担当課長から補足説明申し上げます。

まず1件目は、本院施設整備事業として君津中央病院整備基本計画策定業務を委託することに伴いまして、平成26年度から27年度までの2か年で810万円を限度として設定するものでございます。

2点目は、分院施設整備事業とし、君津中央病院大佐和分院施設整備基本構想・基本計画策定業務を委託することに伴いまして、平成26年度から27年度までの2か年で1,350万円を限度として設定するものでございます。

次の5ページの本院・学校の収益的収支説明資料、6ページの資本的収支説明資料は、ただいまご説明いたしました補正内容をまとめたものでございます。

7ページの表は、污水管接続換工事を追加設定しました継続費に関する調書になります。

また、8ページの表は、新たに追加設定しました債務負担行為に関する調書になります。説明については以上でございます。

引き続き担当課長から補足説明をさせていただきます。

<議長>

丸財務課長。

<財務課長>

それでは、私のほうから補足説明を申し上げます。

まず、退職手当組合からの還付金についてになります。提出議案説明資料の9ページをごらんください。

1、退職手当組合からの還付金について。当企業団が加入しております退職手当組合である千葉県市町村総合事務組合におきまして、平成26年度から5か年にわたり、基準額を超えた分につき還付することが決定しました。

次に、2、退職手当組合からの還付額についてです。下の表の組合還付金及び退職給付債務一覧表をごらんいただきながら聞いていただければと思います。

組合では、累積収支黒字額の基準額、こちらは預かる上限額になりますが、これを15億円としたことから、平成25年度末における当企業団の累計収支額、こちらは積み立てている額になりますが、48億1,083万円との差額33億1,083万円につきまして、平成26年度から5か年にわたり年額6億6,216万円が還付されることとなりました。

また、この還付金につきましては、経常的に発生するものではないため、特別利益として受け入れません。

続きまして、3、退職手当組合還付金の退職給付引当金への計上等についてです。

(1) 退職給付引当金計上の義務化について。地方公営企業会計制度の見直しによりまして、退職給付引当金の計上が義務づけられましたので、今後、計上不足額の引き当てを行わなければなりません。

(2) 引当金計上額等について。平成25年度末の退職給付債務は38億6,927万円、これは年度末に全職員が自己都合で退職したものと仮定した場合の支給総額になりますが、現時点では、この債務額より組合への負担金累計額、こちら、積み立てている額になりますが、こちらのほうが大きいこと

から、引き当てをする必要はございません。ただし、平成27年度からはその必要性が生じてきます。

次に、10ページをごらんください。

組合還付金の処理方法の表になります。組合積立額は、(a)の欄、平成25年度末は48億1,083万円になります。1つその次の行の還付額、(b)の欄になりますが、平成26年度から30年度まで毎年度6億6,216万円が還付されます。その下の行の企業団の退職給付債務(c)欄は、平成25年度末の必要額を基準としております。次の行の引当必要額(d)の欄ですが、(a)の組合積立額が(c)の退職給付債務よりも大きいときには引き当てする必要はございません。

平成26年度は(a)のほうが(c)より大きいので、引き当ては発生しません。平成27年度は、(a)より(c)のほうが大きくなり、(c)引く(a)、この額が不足するので、引き当てることになります。これが(d)の3億8,277万円となります。つまり、(c)引く(a)が(d)の引当必要額となりますので、(d)の金額になるように、引当額(e)を引き当てていきます。

平成28年度以降は、組合からの還付額(b)をそのまま(e)として引き当てることとなりますので、引当額(e)欄は(b)欄と同額となります。そして、引当額(e)の累計が(f)となります。引当必要額(d)と引当累計(f)は同額となります。

次に、平成30年度末をごらんください。上から2行目の組合積立額(a)は、おおよそ基準額の15億円となっております。この(a)と一番下の累計額(f)の合計が退職給付債務(c)とイコールになります。

次に、4、平成26、27年度の引当義務のない還付金についてです。平成26年度、27年度の引当義務のない還付金は、平成26年度が6億6,216万円、平成27年度が2億7,939万円になります。

平成26年度の還付金につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより、当初予算で5億円の赤字予算を組んでいることと、11月までの収支状況が厳しいことにあることから、平成26年度の赤字補填に使用する予定であります。

また、平成27年度の2億7,939万円につきましては、決算時点でこの金額を含まない状態で赤字であれば、赤字の補填に充てることとなります。また、黒字となった場合は、利益剰余金の処分として積立金等について検討することとなります。

続いて、5、その他ですが、引き当てした退職給付引当金の管理及び運用につきましては、当企業団内に設置しております君津中央病院企業団公金管理委員会において検討していく予定であります。

説明は以上になります。

<議長>

三富管財課長。

<管財課長>

私からは、資料の2の污水管接続換工事についての補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の11ページと12ページになりますが、12ページのA4の図面がわかりづらいとのこと指摘がございましたので、資料の一番最後に別途A3の図面を2枚ご用意してございますので、そちらとあわせてご説明させていただきます。

それでは、資料の11ページに基づき、ご説明申し上げます。

污水管接続換工事につきましては、ルート案変更及び工法の見直しから工事費が増額となり、工期も次年度にわたることから、継続費の設定を行うものでございます。

これは、現病院の污水排水が木更津市下水道の区域外流入であったことや、1日の最大排水量が貝淵

地区枝線の53%を占めていたことから、将来、幹線系統が整備された時点で切り替えを行うものとする条件つきで流出許可を得ていたものでございます。

そして、平成22年度に木更津市下水道幹線が整備されたことを受け、污水管接続換工事を第3次3か年経営計画の主要施策として位置づけ、実施するものでございました。

総事業費につきましては、木更津市下水道基本計画に基づき、請西2号幹線までの接続距離約860メートルを開削・推進工法として1億2,000万円で予算化し、平成25年度中に事業を完成させるものでございました。

ここで、別途A3の図面をごらんになっていただきたいと存じます。こちら区画割施設平面図5,000分の1の図面の赤の点線でお示したルート、延長860メートルを、ブルーの点線でお示した請西2号幹線に接続するという基本計画でございます。

それでは、資料にお戻りになっていただきたいと思えます。

実施設計を進めていく中で、請西2号幹線までの接続換えルートには、国道両側に電設共同溝や光ケーブルが敷設されていたことから、詳細な調査・検討を行った結果、国道127号の車道を縦断させて、下流側の市道を開削し、接続する方法が最有力案となり、千葉国道事務所への事前協議用の計画図等の作成をいたしました。

しかし、千葉国道事務所との事前協議では、本工事の事業主は公立病院であります。たとえ自治体病院であっても、病院の場合は、あくまでも一個人として判断しなければならないため、公道である国道を占有許可することは不可との見解を示されたことから、事業内容を変更し、別ルートを検討することとなったものでございます。

その結果、平成25年度は、烏田1号幹線接続換えルートまでを関係機関と協議・検討を行い、ルート案及び工法計画等の策定をいたしました。

平成26年度は、当初計画の請西2号幹線までの事業費1億2,000万円から、平成25年度の前算額2,100万円を引いた9,900万円で予算化し、污水管接続換工事実施設計(その2)として1,112万4,000円で委託をし、業務を進めているものでございます。

現在の状況につきましては、烏田1号幹線接続換えまでの設計図及び数量計算までは完了し、関係機関への手続は、千葉県が管理しております烏田川の占用許可、木更津市道の占用許可、国道127号道路内の占用許可までは完了してございますが、JR東日本千葉支社との協議につきましては、構造計算等の資料が確認され次第、施工協議書の提出を予定してございます。また、積算業務につきましては、公共下水道単価に基づき、木更津市下水道推進課に依頼をしておりましたが、先般、業務が完了され、開削推進区間532.7メートルに対し2億4,428万1,000円、この金額が算定されました。

ここで先ほどの図面をごらんになっていただきたいと存じます。区画割施設平面図5,000分の1の図面の赤の実線でお示したルートを、グリーンの点線でお示した烏田1号幹線に接続するというものと、その次の図面が詳細の図面、500分の1の平面図でございます。

それでは、資料にお戻りいただきたいと思えます。

これらは、烏田1号幹線までの接続区間の土被りが深く、推進距離も511.7メートルと長くなり、さらに河川横断21.91メートルを350ミリの伏越工法としなければならなくなったため、工事費が大幅にかさんでしまい、工期も年度内に完成しない見込みとなってしまったことから、継続事業として行うものでございます。

よって、平成26年度は、当初前算額9,900万円から、実施設計業務委託費(その2)の1,112万4,000円と継続費の年割額2,018万1,000円を差し引いた、6,769万5,00

0円を減額補正とし、平成27年度は、継続費総額2億4,428万1,000円から、平成26年度の年割額2,018万円1,000円を差し引いた、2億2,410万円として継続費の設定を行うものでございます。

資料の説明は以上でございますが、その他、今月の12月11日に開催をいたしました経営改革委員会及び専門部会でのご意見等の中で、積算業務まで完了されておりますが、工事費が2倍強かかりますので、別のルートを検討できないか、あるいは、事業を先送りすることはできないかといったご質問等をいただきましたが、木更津市下水道推進課と重ね重ね協議してきた中で、いま一度確認をいたしましたところ、既に本件接続ルート及び工法はこれしかないということでした。

また、工期を延期できないかのご質問につきましては、当院は事業認可区域外からの流入でございますが、貝渕地区枝線の過半を占めていることから、将来、幹線系統が整備された時点で切り替えを行うものとする条件つきであり、あくまでも暫定措置でございますので、速やかに幹線に切り替えていただきたいとのことでございました。

また、当院の現状におかれましても、貝渕地区枝線への排水流量、こちら毎分828リットルという制限がある中で、返流管で水槽に戻し、調整している状況でございます。排水流量が多い場合には、最終放流ますがあふれてしまっている状態でございますので、建物設備の維持管理上、早期に切り替えを行い、円滑な病院運営を遂行したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

<議長>

石黒経営企画課長。

<経営企画課長>

それでは、私から、君津中央病院企業団病院事業施設整備基本計画等策定業務の再開（案）についてをご説明いたします。

提出議案説明資料の13ページをごらんください。

君津中央病院企業団では、医療の進化及び地域の医療需要に対応するため、本院の増築棟の建設及び病院棟の改修並びに分院の建てかえを第3次3か年経営計画の施策として掲げてまいりました。

これらの事業の基本計画の策定業務委託につきましては、さきの経営改革委員会、病院運営協議会及び議会議員全員協議会において、次の理由により、当初予算からの執行を中止し、その再開につきましては、今後の状況によって、改めて判断するとの旨を報告したところでございます。

予算執行を中止した理由といたしまして、1、二次保健医療圏の病床配分の構造的な見直しの可能性、2、患者数の減少及び減収でございます。

続きまして、予算執行中止後の状況の変化でございます。

予算執行を中止いたしました理由の1の二次保健医療圏の病床配分の構造的な見直しの可能性でございますが、次期千葉県保健医療計画及び地域医療構想において、当企業団への影響は少ないであろうとの見通しが立ってまいりました。

次に、予算執行を中止いたしました理由の2の患者数の減少及び減収でございますが、本年9月に設置いたしました経営改善プロジェクトの取り組みにより、患者数は増加傾向となつてまいりました。

また、その他の状況の変化といたしまして、新たな財政支援制度の活用の見通しでございます。本院施設整備及び分院施設整備につきましては、ともに自己財源及び企業債のみによる事業の実施に困難さが伴うことから、医療介護総合確保推進法に基づいて設置された基金制度を積極的に活用するため、本年4月の時点で想定し得る事業提案を千葉県に提出したところ、この事業提案が基金制度の助成の対象

となる見通しが立ってまいりました。

次に、今後の事務取り扱いでございますが、ただいまご説明いたしました状況の変化から、この基金制度を積極的に活用するため、早期に本院施設整備の基本計画策定を再開したいと考えております。また、分院施設整備につきましても、老朽化が著しい現況から、早期の事業の実施を実現させるため、大佐和分院施設整備基本構想・基本計画策定の再開が必要と考えております。

これらの理由から、当企業団といたしましては、今年度中に病院事業施設整備基本計画等策定業務を再開したいと考えております。

恐れ入りますが、資料の14ページをごらんください。

続きまして、ただいま申し上げました君津中央病院企業団病院事業施設整備につきまして、ご説明いたします。

初めに、本院施設整備の構想(案)でございます。この構想(案)につきましては、企業団内で検討してまいりました基本計画の策定に向けてのたたき台でございます。今後は、本院の施設整備基本計画の策定の段階において、地域の医療水準を維持・向上させること及び事業の収益性についてを構成4市と協議しながら進めていきたいと考えております。

それでは、資料のご説明をいたします。

本院につきましては、新築から10年余りでございますが、この基本構想は、約20年前に策定されたものでございます。このため、君津保健医療圏の基幹・中核病院として担うべき医療に対し、現時点において既に支障が生じ始めてまいりました。この対策といたしまして、本院の増築棟の建設及び病院棟の改修を実施し、将来にわたる本院の医療機能を維持・継続させることについて、当企業団内で検討してまいりました。また、地方公営企業である当企業団は、企業の経済性を常に発揮し、独立採算を前提とした経営の健全化を図らなくてはならない団体でもあるため、収益性につきましても重要な課題として検討してまいりました。

それでは、当企業団でこれまで検討してまいりました施設整備の構想(案)の内容をご説明いたします。

初めに、短期手術センターの新設でございます。

これにつきましては、短期入院手術の症例を日帰り手術へ移行し、患者の身体的・経済的負担の軽減及び手術待ち期間の短縮並びに手術運用の効率化による増収を図ろうとするものでございます。

短期手術センターの新設場所につきましては、現行の医務局研究室の場所を想定しております。

また、医務局研究室につきましては、当初、入室者数を約120名で想定したものでございましたが、現在、約160名が入室しております。この研究室不足の対策として、医務局内のラウンジにパーティションで間仕切りをし、仮設の研究室を設けている状況でございます。本構想案では、医務局研究室を増築棟側に移転拡張しようとするものでございます。

次に、循環器系専用の血管造影エックス線撮影装置の増設でございます。

現在、本院では、急性心筋梗塞の治療及び治療後の経過観察に使用する同装置につきましては、1台のみで運用しております。このため、緊急の循環器系疾患の受け入れに支障を来している現状でございます。この対策といたしまして、病院棟改修の中で同装置を設置する場所を設け、増設を行い、これに対応していこうとするものでございます。

続きまして、全身麻酔手術室の増室でございます。

本院の全身麻酔手術室は、旧病院と同じ部屋数であり、将来の君津保健医療圏での全身麻酔手術症例の増加への対策として、部屋数を増室する必要があると考えております。また、増室により、全身麻

酔手術の待ち期間を短縮させ、手術室運用の効率化を図ることで、収益増を図ろうとするものでございます。

全身麻酔用手術室の設置場所につきましては、現行の医学図書室の場所を想定しております。

また、医学図書室につきましては、増築棟側に移転拡張し、その一角に医師・看護師向けの医療シミュレーション施設を併設し、研修医等の教育環境を整え、より安全な医療技術の習得を図ろうとするものでございます。

続きまして、人工透析及びがん化学療法の需要増への対策でございます。

現在、透析を行う血液浄化療法センターの一角に、仮設で、がん化学療法を行う通院治療センターを配置しております。これを移転拡張し、それぞれの需要増への対策及び収益増を図ろうとするものでございます。

通院治療センターの移転先につきましては、現行のリハビリテーション室の場所を想定しております。

また、リハビリテーション室につきましては、増築棟側に移転拡張し、入院患者の早期リハビリを実施する環境を充実させ、早期退院を促進するとともに、退院後の日常生活動作の向上を図ろうとするものでございます。

続きまして、健診センターの増築棟側への新設でございます。

人間ドック及び各種健康診断を充実させることにより、疾病を早期に発見し、重症化の防止に努めようとするものでございます。また、これにより疾病が発見された場合においては、その病状に応じて、本院または地域の医療機関へ紹介することで、地域での医療連携を充実させていくことを目的としております。加えて、健診センターの新設により、現在、外来診療を圧迫するとの理由で行っていない就職前及び大学等入学前健診並びに企業等の団体健診契約を同センター内で受け入れることにより、収益増を図ろうとするものでございます。

続きまして、医療と介護の総合的な連携及び今後需要増が想定される在宅医療への対応でございます。

増築棟側に地域連携部門及び訪問看護部門を移転・拡充し、介護施設等との連携強化及び在宅医療の充実を図ろうとするものでございます。

続きまして、増築棟へのドクターヘリヘリポート直通エレベータ及び専用連絡道の新設でございます。

これらの整備により、フライトスタッフの早急な出勤要請及び迅速な患者収容に対応していこうとするものでございます。

続きまして、既存外来機能の再編及び拡充でございます。

病院棟改修の中で、今後の医療情勢を踏まえ、外来機能の再編及び拡充を推進していこうとするものでございます。

以上が当企業団において検討してまいりました本院施設整備構想（案）でございます。これをもとに、今回再開しようとしております本院施設整備基本計画策定業務の中で、収支シミュレーションを踏まえた上で、構成4市と検証及び再考し、君津保健医療圏の基幹・中核病院として、将来にわたり医療機能を維持・継続していくために、本院の施設整備を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、資料の16ページをごらんください。

続きまして、大佐和分院施設整備についてでございます。

建設から40年余りが経過し、施設及び設備の老朽化が著しい大佐和分院の建てかえにつきましては、平成25年6月に大佐和分院施設整備基本方針として、経営改革委員会、病院運営協議会及び議会議員全員協議会において承認されたところでございます。この承認に基づき、今回再開しようとしております大佐和分院施設整備基本構想・基本計画策定業務の中で、大佐和分院に必要な施設機能、規模及び建

設場所等の検討を行い、施設整備を進めようとするものでございます。

承認された大佐和分院施設整備基本方針につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

<議長>

補足説明が終了いたしました。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

余りにも多いので、分割していいですか、議長。

<議長>

はい。

<1番 石井 勝議員>

そしたら、最初に、退職金、退職手当組合からの還付金についての質問します。

退職積立金、職員が結局退職時に備えて、毎月ですか、毎年、とにかくその組合にお金を上納して、そこにためていて、何か必要があったときには、そこから取り出すと、そういうシステムだと思うんですけど、これは返ってくるということは、要するに職員から取り上げた、そういう退職金のお金が、予備金が多過ぎちゃったということなんですかね。多過ぎたんで、今回少し返そうじゃないかと。それで、返そうじゃないかというのが結構な額、6億円ですか、6億円が返ってきますね。

そして、これをですね、これ見ますと、何か、その下ですよ、当初予算で約5億円の赤字予算を組んでいることから、このような厳しい状況なんで、これを赤字補填に使用する予定であると、ここに文書に載ってますよね、載ってますね。そうすると、予算というのは、最初から赤字予算を組むものはどこにもないんじゃないかと思うんで、まず、そこが1点、おかしいと思います。

それから、6億円という、それは職員に返るんだから、これでまたここでそういう形の使い方をするのはいかがなものかと思うんで、ひとつその点をはっきりさせてください。

それから、これから6億、6億と何か返ってくるらしいんですけど、僕の考えとしては、何も職員から取ったんだから、職員に一時的に返しちゃったらどうかと、そのほうが絡んで不正も何も行われなし、いいんじゃないかと思うんですけど、そういう考えはないのかどうか。

それから、当然そこには、ここに一番下を書いてある引き当てにした退職金引当金ですか、中央病院企業団公金管理委員会で検討していくと書いてあるんですけど、企業団公金管理委員会というのは初めて聞いたものですから、どういう構成で、どうなっているのか、説明してください。

まず、最初の、最初から順ぐりに追っていきますから、ひとつお答えをしていただきたいと思います。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

まず、退職組合への負担金でございますが、総合事務組合への負担金につきましては、職員から徴収して納付しているものでございまして、企業団が職員の退職時の退職金に備えて、総合事務組合へ負担金として納付しているものでございます。

今回、収支差が還付されるということになりましたが、この点につきましては、共同処理を始めてから現在までに納付した負担金の総額から、職員の退職に伴いまして支給した退職手当の総額を差し引い

た収支差が多くなったということで、これは加盟している団体の中で収支差が大きく黒字になっている団体もありますが、逆に大きくマイナスになっている団体もありまして、それらの不均衡を是正するために、限度額の見直しが行われまして、当企業団のような一部事務組合につきましては、先ほど説明にもありましたが、15億円という限度額が設定されまして、それを上回っている分につきましては、平成26年度から30年度までの5か年にわたって還付されるということになりまして、その還付金を受け入れるものでございます。

<議長>

続けて、じゃ、お願いします。丸財務課長。

<財務課長>

まず、赤字予算をそもそも組まないほうがいいというご指摘がございましたが、健全経営ということからすれば、赤字予算を組まないということが本来やるべきことではあります。今年度に関しましては、公営企業の会計制度の見直しがございましたので、特別な事情があったということで、今回は赤字予算を組んでいるものです。

それから、2点目としまして、公金管理委員会ですが、こちらは事務局内に設置しているものでして、委員長として事務局長を筆頭としまして課長職以上の職員で構成しているものです。どういったことをやっているかといいますと、手元にあります現金だけでお金を持っているとなると、利益とか、そういったものを一切生まないということもありますので、状況を勘案しまして、余剰というか、余裕資金ですね、こちらがある場合に関しまして、それを定期で運用するなり、あとは国債、地方債での運用ということを考えているものです。

以上になります。

<議長>

いかがですか。石井議員。

<1番 石井 勝議員>

今、小島さんが説明したように、この退職金制度というのは、病院でまとめて納めてんだと。そうすると職員がやっているわけじゃないんで、じゃ、病院が自由に使ってもいいと、そういうふうに、そういうふうに、この文書からいえば捉えられますよね。当然、赤字補填に、4条ですか、何か入れておいて、そこから自由自在に使うと、そういうふうに受け取っちゃうんですけどね。やっぱり病院、たとえ納めたとしても、どこかに行く金がそっちへ行ったわけですから、病院として基本的に、病院が納めたんじゃない、やっぱり職員が上げた金から――職員をかばうわけじゃないですよ。要するに、病院が上げてきた金であっても、そこで余った金を結局そっちへ持っていったわけでしょうから、それを使うときに、やっぱりこういう形でいいのかどうか、ちょっと疑問に思うものですから、いいんでしょうね、こういうふうに使っても。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

先ほど説明にもございましたが、説明資料の10ページの上の表をごらんになっていただければと思いますが、還付される額全額を自由に使えるというわけではございませんで、地方公営企業会計の中で規定がございまして、こちらに、この(c)欄に掲げてございます額は、平成26年度末に職員が、全職員が普通都合で退職した場合、それらのものに払うべき退職金の合計額でございまして、この毎年度末のこの額については積み立てをしておかなければいけないという規定がございまして、その額を超える

分については使えるということでございます。

それで、26年度末の欄をごらんになっていただければと思いますが、現在、総合事務組合のほうへ当企業団分として41億4,800万円余りの積み立てがございます。そのうち6億6,200万円が還付されるわけでございますが、還付された分、26年度につきましては、この還付額全額が引き当て義務のない額となります。

しかしながら、27年度以降については、27年度は、そのうちの一部が引き当てなければいけないというものでございまして、28年度以降については全額、退職引当金として総合事務組合から還付されますが、企業団内で引き当てとして、引当金として管理しなければいけないというものでございます。

ですから、今年度還付されます6億6,200万円については、自由に使えるという言い方が正しいかどうかわかりませんが、企業団の裁量として使える金額でございます。

<1番 石井 勝議員>

わかりました。

<議長>

よろしいですか。

<1番 石井 勝議員>

いいです、わかんないけど。

<議長>

はい。引き続き、どうぞ。

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

今の件なんですけれども、私もよくわかんないんですけども、私なりにちょっと理解しますと、今まで、今までと違いますか、今、その管理している事務組合で管理した金額というのは、限度額が15億円になりましたよ、そういうことですよ。そして、その余った金額を6年間で返していきます。だけど、それをトータルして中央病院のほうでためておいて、そして、その38億何ぼという金額から下がっていったときには、そこから引き当てをして補填していきますということですよ。ということは、15億円、その事務組合で管理している、これからどんどん中央病院のほうで管理するお金が多くなってきますよね、15億円以上。

そうすると、事務組合に預けるメリット、もう今後預けないで、中央病院のほうで管理して、そして運用していったらどうかというふうに私、思うんですけども、この辺についてはどうでしょうか。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

今回、総合事務組合のほうで見直しが行われましたのは、平成30年度までの措置として見直しが行われたものでございまして、31年度以降については、またこの限度額等、あと負担方法等についても見直しが図られる予定になっております。

確かに、議員ご指摘のとおり、総合事務組合に預ける限度額が15億円で、一方、先ほどの資料の試算によりますと、平成30年度末では企業団で管理する額が38億数千万円ということになりますので、総合事務組合に加盟している意義があるのかというご指摘だと思うんですが、それらにつきましては、やはり31年度以降、総合事務組合のほうがどういうふうになるかということ注視しながら、また検討していきたいと思っております。

< 2番 白坂英義議員 >

はい、いいです。

<議長>

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

(「議長、2番目」の声あり)

石井議員。

< 1番 石井 勝議員 >

じゃ、次に、石黒さんにお伺いしたいんですけど、次の3か年計画ですか、あるんですけど、見てますと、とにかく躯体さえつくれば、医者が集まると。とは言ってないんですけど、そういう考えに基づいているんじゃないかと思うんですよね。現状でも麻酔科にしる医者が集まらないのに、こういうふうにつくっていったら、そういう見通しがあるのかどうか。それとも、千葉大だけじゃなく、いろんな病院から募集してですね、お医者の数だけ、とにかく確保していくという考え方があるのか。そういうところから、医者の数はどうするのか、看護師の数はどうするのかが始まらないといけないように思うんですけど、どうなんですか。そういう裏づけというのは持てるんですか。それとも、これは計画だから、まあ、10年の以内にやればいいんだと、そういうんだったら、それで結構ですけど。僕らが見て、本当に、その裏づけができないんじゃないかというふうに考えるものですからね。

現状でも困っているものが、建物つくって、きれいにすれば、そこにおもちゃ……、おもちゃじゃないです、失礼ですけど、そういう機械を入れれば、人が集まってくると、そうは僕は考えないんですけど、いかがなんでしょうね。ひとつ意見として石黒さんのご意見を言ってくださいな。

<議長>

石黒経営企画課長。

<経営企画課長>

今回の構想(案)につきましては、あくまでもたたき台として考えております。今回、再開させていただきます基本計画の中で、実際にそれが可能なかどうかということは、医師・看護師の確保ができるかどうかも含め検討し、全て収支のシミュレーションなども出した中で基本計画を立てていきたいというふうに考えております。

<議長>

石井議員。

< 1番 石井 勝議員 >

じゃ、今後、具体的に、やっぱり今年よりも来年、来年より再来年、具体的にこうなっていくんだということがこちらに見えてくるような形をしていただけるといふふうにとっていいんでしょうね、当然でしょうね。

<議長>

石黒経営企画課長。

<経営企画課長>

基本計画、基本設計その他に進む段階におきまして、当然、構成市や議員の皆様方にご報告したうえで、どのようにしていくかということを検討していきたいと考えております。

< 1番 石井 勝議員 >

わかりました。

<議長>

よろしいですか。

ほか、いかがですか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようでございますので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

議案第2号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

以上で本日上程の全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、きょうは2議案につきましてご検討いただきまして、本当にありがとうございます。この場でお認めいただきまして、ありがとうございます。

日ごろはですね、きょうお集まりの企業団の議員の先生方には病院のために大変いろいろご理解いただきまして、本当にありがとうございます。

特にきょうの問題、特に2番目のほうに関しては、なかなか難しい問題で、きっと先生方も非常に理解に苦しむような内容であったろうと思います。しかし、病院の将来を考えたときに、将来構想委員会の中で大変ご検討いただきまして、病院の将来を考えたときに、こうあるべきではないかと、こうしないと大変じゃないかということ、ことしの診療報酬改正とか、そういうことで、いろいろ4市の議員の先生方にも随分ご心配をかけてきたと思うんですけども、そういう点を考えたときに、こういう方向で行かないといけないということで、ある面では結構、私たちの、私の立場としましても、実は大変苦しいような感じであったんですが、きょう、いろいろと先生方にご理解いただいたわけでございます。

ことしの4月からの診療報酬改正の内容がマイナス改正ということで進んできたんですが、消費税の問題も絡んで、かなり支出面で厳しいんじゃないかなと思っていたんですが、案の定、想像したようにというか、大変厳しい状態で現在まで来たわけでございます。しかし、経営改善プロジェクト委員会とか、いろいろそういうことで必死の努力といいますか、続けてまいりました。

やっと、先ほどお話しいたしましたように、11月にどうやらその効果があらわれてきたということで、一番大きな問題はですね、やはり全国的に大きい病院の入院患者数が減ったということなんですね。これがどういうことなのか。最初、当院だけかなと思ったんですが、それが非常に全国的なことということで、消費税が上がったんで、みんな病院にかかるの、やめちゃったのかなとかですね、いろんな意見が出てまいりまして、何か重い人がいなくなったと、これは特定健診のおかげで、早く病気を見つけるようになったんじゃないかとかですね、いろんな可能性があったので、今現在でもまだよくわかりません。そんなことで、そういう点で理解に苦しだところもございました。

しかし、これから2025年に向かって団塊の世代が高齢者を迎えるという方向に向かいまして、国

としては、医療というよりも、介護というほうに本当にもう力を入れていくのがわかります。厚生労働省の方々とお話ししても、それがよく感じられる状況でして、これからの高齢化社会に向かっては、本当に医療の内容というのがずうっと、医療といいますか、医療と介護の面ですね、内容が随分変わってくるのかなと、こういうふうな感じがいたしますので、また別の角度から、きょうお集まりの企業団議員の先生方にもいろいろご理解いただいて、頑張っていかなければならないなど、こういうふうを考えている次第でございます。

いろいろ長く申し上げましたけれども、本当にきょうは暮れのお忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

また、遅くなりましたけれども、きょう、今度は袖ヶ浦から榎本雅司議員さん、それから前田美智江議員さん、新しくおいいただきまして、いろいろご理解、ご協力いただくということで、大変うれしく存じております。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと長話になりましたけど、本日の定例会の御礼とさせていただきます。

<議長>

以上をもちまして、本定例会を閉議し、閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時42分閉会)